

市役所の電話番号

■本庁業務時間 8:30 ~ 17:15



MOSHI MOSHI...

庁舎内電話番号

- 税務課 32・2115
- 市民生活課 32・2112
(環境・公害担当) 32・2147
- 健康増進課 32・2113
- 会計課 32・2116
- 生活福祉課 32・3931
- 児童福祉課 32・2114
- 介護福祉課 32・3507
- 消防署 33・1200
- 都市整備課 32・2118
(下水道担当) 32・3957
(高速道路推進室) 32・3815
- 住宅課 32・2120
- 議会事務局 32・1359
- 秘書人事課
(秘書担当) 32・3802
(職員人事担当) 32・3804
(広報担当) 32・3812
- 総務課 32・2123
(企画行革担当) 32・2127
(統計担当) 32・3803
- 監査委員事務局 32・3805
- 選挙管理委員会 32・3807
- 財政課 32・2191
- 農業委員会 32・3810
- 産業振興課 32・3809
- 市民安全課 32・2227
- 契約検査課 32・2121

出先機関電話番号

- 人権推進課 32・2122
- 小松島解放センター 32・5711
- 目左解放センター 37・0358
- 泰地総合センター 33・0194
- 世代間交流健康センター 32・2595
- 学校課 32・3811
- 教育政策課 32・3813
- 教育研究所 32・3811
- 生涯学習課 32・2700
- 市立図書館 32・1100
- 青少年健全育成センター 32・1398
- スポーツ振興室 38・1788
- 勤労青少年ホーム 33・3283
- 競輪局 32・0290
- 運輸課 32・3222
- 水道課 32・6188
- 環境衛生センター 32・8290
- 葬斎場 32・8725
- 衛生組合 38・1452
- 総合福祉センター 33・2255
- 中央会館 32・2030
- 保健センター 32・3551
- ミリカホール 32・3565
- 消費生活センター 38・6880
- 市民生活課
(立江相談員) 37・1001
(坂野相談員) 37・1515

●市役所の夜間と休日受付 32・2111

定期的に開かれている主な無料相談

◎印の実施日が祝日のときは、休みとなります。

名称	実施日	時間	会場	問合せ先
行政相談	1月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	中央会館	秘書人事課分室 ☎32-3812
人権相談	1月14日	13:00~ 16:00	市教育委員会 1階相談室	人権推進課 ☎32-2122
登記相談 (登記・相続・遺言等)	1月25日	9:00~ 12:00	総合福祉センター	司法書士会 小松島支部 ☎32-1132
耐震診断 耐震改修	◎ 毎週月~金曜日	8:30~ 17:15	市住宅課 (市役所2階)	住宅課 ☎32-2120
心配ごと相談	◎ 毎週火曜日	9:30~ 15:00	総合福祉センター	☎33-2255
行政書士相談 (交通・国際・農地・開発等)	1月18日	9:00~ 12:00	ひまわり会館 (阿南市)	行政書士会 南部支部 ☎32-2077
こんなとき シルバー110番	◎ 毎週月~金曜日	9:00~12:00 13:00~16:00	県総合福祉センター	☎088-654-8110
家庭児童相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~ 17:00	福祉事務所	☎32-2114
ひとり親家庭相談	◎ 毎週月~金曜日 (木曜日のそく)	9:00~ 17:00	福祉事務所	☎32-2114
消費生活相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~ 15:00	消費生活センター	☎38-6880
読書相談	図書館開館日	10:00~ 18:00	市立図書館	☎32-1100

休日納税窓口	実施日	時間	業務内容	場所
	1月26日	8:30~ 17:15	市税・保険料の 納付、納税相談	税務課 ☎32-3928

ユアーズ進学塾

新 中学1年生入塾説明会

1月19日(日) 19:30~21:00
1月26日(日) 14:00~15:30

授業は2月からスタートします。説明会参加希望する方はメールまたはお電話で連絡下さい。

小松島市中田町広見1-44 ☎32・4591(湯浅)
E-mail: mail@yours-shingaku.com

余裕をもって入学を迎えよう



市営バス運賃4月より一部改定

4月1日からの消費税引き上げ(5%→8%)に伴い、市営バス運賃も一部改定いたします。詳細は、広報こまつしま3月号でお知らせします。

お問い合わせは、小松島市営バス(市運輸部)
TEL 32・3222 / FAX 32・1670
まで。

徳島県最低賃金

時間額 666円

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業には特定(産業別)最低賃金が適用されます。

- ◎ 造作材・合板・建築組立材料製造業
時間額 788円
- ◎ はん用機械器具、生産用機械器具製造業
時間額 816円
- ◎ 電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 777円

詳しくは、徳島労働局労働基準部賃金室(☎088・652・9165)まで。